

令和6年度 省エネ対策用機器等導入に関する補助事業実施要領  
(環境タイヤ (リトレッドタイヤ) )

東ト協業交発第33号  
令和6年4月10日  
一般社団法人東京都トラック協会

1. 定義

省エネ対策用機器とは、運行データ分析装置の「エコドライブ管理システム (EMS) 機器」 (以下「EMS」という。)、 「ドライブレコーダー (DR) 機器」 (以下「DR」という。)、 「蓄熱マット等のアイドリングストップ支援機器」 (以下「アイドリングストップ支援機器」という。) 並びに環境タイヤ (リトレッドタイヤ) をいい、省エネ・地球温暖化防止対策のため、CO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、エコドライブの実施、アイドリングストップの励行など排出抑制・再利用・省資源化を支援するもの。

2. 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱」のとおり。

3. 予算

300万円

4. 補助対象機器

東ト協会員事業者が使用する使用の本拠の位置が「東京都内」の事業用貨物自動車に本年度、初めて導入 (装着) する別表「対象一覧」に定める環境タイヤ (リトレッドタイヤ) 。

5. 補助予定事業者数

60社 (予定) ※1事業者1申請のみ

6. 補助金額

50,000円 (上限)

※環境タイヤ (リトレッドタイヤ) 購入価格の金額 (税別) の1/2額 (千円未満切り捨て) または上限額のどちらか低い額。

7. 申請受付期間

令和6年6月3日 (月) から令和7年2月28日 (金) 必着

※但し、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

8. 提出書類

①「令和6年度環境タイヤ (リトレッドタイヤ) 導入補助金交付申請書 (兼請求書)」  
(様式1)

②「環境タイヤ (リトレッドタイヤ) 車両別請求内訳」 (別紙)

③車検証 (令和5年以前に発行) (写)、もしくは自動車検査証記録事項証明書※ (写)

※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

(1) 購入時添付書類

④請求書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑤領収書（写）

※なお、領収書（写）は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、インターネットバンキング決済完了画面などの写しでも可。

⑥誓約書（別紙）

※リトレッド前の補助対象タイヤの購入の場合

(2) トータルパッケージプラン（ブリヂストンタイヤソリューションジャパン(株) 導入時

⑥契約書（写）

⑦見積書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）

⑧覚書（写）

9. 申請（請求）対象者

(1) 補助対象要件

下記①～⑦の全ての要件をすべて満たす場合に限り、本補助事業の助成対象とする。

①別表「対象一覧」の掲載型式・商品名かつリトレッド可能なサイズであること。

②機器の導入方法が購入（割賦、レンタル、中古は対象外）であること。

※ブリヂストンタイヤソリューションジャパン(株)のトータルパッケージプランでの導入については当該年度を含む期間の契約締結に限り対象。

③令和6年4月1日～令和7年2月28日の期間内に装着し、支払いが完了していること。

④装着車両は、会員事業者が使用する「東京都内」が使用の本拠の会費対象の事業用貨物自動車であり、会費の未納が無いこと。

⑤過去に環境タイヤ（リトレッドタイヤ）の補助を受けてない車両であること。

⑥補助を受けた後、一定期間内に廃車の予定が無いこと。

10. その他

(1) 国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。

(2) 本補助金受領後、退会若しくは、一定期間の間に省エネ対策用機器及び装着した車両を処分（転売等）する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。

(3) 本補助制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、東京都トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。

11. 適用期日

本要領は、令和6年度事業に適用する。